

高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正の内容

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスには、事業所の運営において地域からの意見や要望を収集するために、地域との連携強化に資する運営推進会議の設置が国の省令で規定されている。運営に関する内容は参酌基準に位置付けられており、市は条例で国が示す2月に1回（年6回）以上の開催を求めているが、事務負担が大きいことを踏まえ、地域との連携が取れた安定的な運営が1年間継続していると確認できるものについては実施回数を3月に1回（年4回）以上、加えて地域に根付いた活動が1年間継続して行われていると市長が認める場合は4月に1回（年3回）以上に緩和する。

2. 対象となる地域密着型サービス（高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例）

	サービスの種類	条項	運営推進会議の開催回数	
			改正前	改正後
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第4条～44条	6月に1回以上	変更なし
2	夜間対応型訪問介護	第45条～59条	義務付けされていない	
3	認知症対応型通所介護	第60条～80条	6月に1回以上	変更なし
4	小規模多機能型居宅介護	第81条～108条	2月に1回以上	2月に1回以上（地域との連携等が1年間継続して行われている場合は、3月又は4月に1回以上）
5	認知症対応型共同生活介護	第109条～128条	2月に1回以上	
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	第129条～149条	2月に1回以上	
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット）	第150条～189条	2月に1回以上	
8	看護小規模多機能型居宅介護	第190条～202条	2月に1回以上	
9	地域密着型通所介護（指定療養通所介護）	第203条～230条	6月に1回以上（12月に1回以上）	変更なし
10	共生型地域密着型サービス	第231条～232条	6月に1回以上	変更なし

3. 対象となる地域密着型介護予防サービス（高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例）

	サービスの種類	条項	運営推進会議の開催回数	
			改正前	改正後
1	介護予防認知症対応型通所介護	第4条～42条	6月に1回以上	変更なし
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	第43条～69条	2月に1回以上	2月に1回以上 （地域との連携等が1年間継続して行われている場合は、3月又は4月に1回以上）
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	第70条～90条	2月に1回以上	

4. 施行期日

令和8年4月1日

<参考>

地域密着型サービス

- ・介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、その地域の特性に応じたサービスの提供を可能とするため、平成20年の制度改正で導入された。
- ・介護サービスの中でも小規模な施設が位置付けられており、利用者一人ひとりの細やかなニーズに対応しやすいため、スタッフとも顔なじみになりやすく、家族のような温かさを感じられるという特徴がある。
- ・地域の特性に応じたサービスを提供する趣旨から、地域との交流や連携を進めるため、地域からの意見や要望を取り入れながら運営していくことが求められている。
- ・介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、介護保険法等の改正により、地域密着型サービスにおける設備及び運営の基準については、地方公共団体が国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。なお、職員の配置、居室面積、一部のサービスの利用定員及び利用者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。